

○広報なみえ広告掲載取扱要綱

(平成21年2月27日告示第10号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、浪江町が発行する広報紙「広報なみえ」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 広報紙に掲載することができる広告は、広報紙の公共性及び品位を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令、条例、規則等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に係るもの又はこれに類するもののうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、個人の宣伝等に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、医薬品等適正広告基準（昭和55年10月9日薬発第1339号厚生省薬務局長通知）等に抵触するおそれのあるもの
- (6) 他者を誹謗又は中傷する内容を含むもの
- (7) 暴力団、その他反社会的団体が関与するもの
- (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (9) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (10) 町政に支障をきたすおそれのあるもの
- (11) その他町長が広報紙に掲載することが適当でないとするもの

(掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、紙面のうち、町長が指定する位置とする。

2 同一の広告主（第5条の規定により広告の掲載を承認されたものをいう。以下同じ。）が、広報紙1号につき2枠を超える広告の掲載をすることはできないものとする。

(広告の規格及び広告掲載料)

第4条 広告1枠当たりの大きさは縦47ミリメートル、横88ミリメートルとし、広告掲載料（以下「掲載料」という。）は別表のとおりとする。

(広告掲載の許可等)

第5条 広告の掲載を行おうとする者（以下「広告申請者」という。）は、広告の掲載を希望する広報紙の発行日の1箇月前までに広報なみえ広告掲載申請書（第1号様式）に掲載しようとする原稿を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、第2条に規定する基準により掲載の可否を決定し、広報なみえ広告掲載承認通知書（第2号様式）又は広報なみえ広告掲載不承認通知書（第3号様式）により広告申請者に通知するものとする。

3 町長は、広告の掲載を承認する際、広告の内容、デザイン等について指示し、

又は広告の掲載に必要な条件を付することができる。

(掲載の方法等)

第6条 広告の掲載の順位は、受付順とする。ただし、公共性の高い広告については、この限りでない。

2 広告掲載の回数は、広告申請者数等により調整することができる。

(掲載広告の割り付け)

第7条 掲載する広告の割り付けは、町長が行う。

(広告主の責任等)

第8条 広告に記載されている内容に関する責任は、広告主(第5条の規定により広告の掲載を承認された者をいう。以下同じ。)が負うものとする。

2 広告の原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第9条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が、第5条第3項の規定による指示又は条件に従わないとき。

(2) 当該広告を掲載することで、広報紙の公共性及び品位を損なうおそれが生じたとき。

(3) その他町長が特に必要があると認めたとき。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 広告主は、承認された広告の掲載の権利を譲渡し、又は転売してはならない。

(掲載料の納付)

第11条 広告主は、町長の指定する日までに、町の発行する納付書により、掲載料を一括納入しなければならない。

(掲載料の返還)

第12条 掲載料は、返還しない。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年5月1日告示第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月1日告示第59号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月28日告示第9号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年2月15日告示第14号)

1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の広報なみえ広告掲載取扱要綱の規定は、この要綱の施行日以降に広告掲載の承認がされた広告について適用し、施行日前の広報紙に掲載する広告の取扱いに関しては、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月1日告示第16号)

- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の広報なみえ広告掲載取扱要綱の規定は、この要綱の施行日以降の広告掲載の承認がされた広告について適用し、施行日前の広報紙に掲載する広告の取扱いに関しては、なお従前の例による。

附 則(令和2年2月1日告示第10号)

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の広報なみえ広告掲載取扱要綱の規定に基づく広告の申請、審査及び決定に必要な手続その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができるものとする。

附 則(令和2年4月1日告示第54号)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区 分	広告掲載料 (広報紙1号当たり)
	1色刷
浪江町に事業所又は営業所を有するもので、町内で事業を開始したもの及び再開したもの	7,500円
平成23年3月11日において、浪江町に事務所又は事業所を置いていたもので、申請時に当該事務所又は事業所の所在地の避難指示が解除されていないもの又は当該所在地の避難指示が解除となって3年を経過していないもの	7,500円
上記以外のもの	15,000円